

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務料金表

(1) 一戸建ての住宅、併用住宅(住宅部分の床面積が建物全体の 1/2 以上の場合に限る)

消費税込金額【単位:円】

基 準		料 金	
省エネルギー性	省エネルギー対策等級4	熱貫流率等による基準	20,000
		熱損失係数等による基準	25,000
	断熱等性能等級4	—	25,000
	省エネルギー対策等級4 又は断熱等性能等級4	型式認定書等 ^{*1} 有	5,000
		性能評価書等 ^{*2} 有	5,000
耐久性・可変性	劣化等級 3 かつ 維持管理対策等級 2 以上	—	20,000
		型式認定書等 ^{*1} 有	5,000
		性能評価書等 ^{*2} 有	5,000
耐震性	・耐震等級(構造躯体の 倒壊等防止)2 又は等級 3	階数2以下の木造 に関する基準	25,000
		許容応力度計算等 ^{*3}	30,000
	・免震建築物	型式認定書等 ^{*1} がある	5,000
		性能評価書等 ^{*2} 有	5,000
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級 3 以上	—	20,000
		性能評価書等 ^{*2} 有	5,000

※1 型式認定書等とは、評価方法基準による「住宅型式性能認定書」または「型式住宅部分等製造者認証書」をいう。

※2 性能評価書等とは、当センターが発行した次のいずれかをいう。

- ①設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書
- ②長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

※3 許容応力度計算等のうち、免震建築物、限界耐力計算等の特別な計算方法によるものは、当面行わない。

(2) 共同住宅、長屋等の証明は、当面行わない。

(3) 変更申請の料金は、直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記料金表の2分の1の額とする。

(4) 再発行の料金は申請戸数1戸につき、1,000円(消費税込)とする。